

【商品概要説明書】

東京都職員信用組合

総合口座

(2015年10月1日現在)

1. 商品名	総合口座
2. 対象預金科目	普通預金、定期預金
3. ご利用いただける方	個人のお客様（お一人一口座）
4. 期間	各お取引につきましては各預金の商品概要説明書をご参照ください。
5. お預入方法 （1）お預入方法 （2）お預入金額 （3）お預入単位	
6. 払い戻し方法	
6. 利 息 （1）適用金利 （2）利払い方法 （3）計算方法	
7. 税 金	
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	<p>総合口座当座貸越</p> <p>普通預金の残高を超えて払い戻しの請求または各種料金等の口座振替の請求があった場合、総合口座定期預金（スーパー定期、大口定期預金、期日指定定期預金）があれば、不足額を自動的に融資（当座貸越）いたします。総合口座普通預金に入金があると、自動的に返済となります。</p> <p>【貸越極度額】</p> <p>担保定期預金の合計額の90%、または999万円のうちいずれか少ない金額（ただし1,000円未満は切捨てます）</p>

	<p>【貸越利率】 担保定期預金の利率（期日指定定期預金の場合は「2年以上」の適用利率）に年0.5%を加えた利率 <利率の異なる複数口の担保定期預金がある場合の取扱い> 利率が低い定期預金から順に融資（当座貸越）した ものとして適用</p>
10. 期日前解約時のお取扱い	各預金の規定にしています。
11. 金利情報の入手方法	店頭又は、当組合ホームページにてご確認ください。
12. 重要事項	この預金は預金保険の対象として、同保険の範囲内で保護されます。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、下記の窓口をご利用ください。 【窓口：東京都職員信用組合預金課】 03-3349-1403 受付日 月曜日～金曜日 受付時間 午前9時～午後5時</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記東京都職員信用組合預金課または下記窓口までお申し出ください。また、お客様から各弁護士会仲裁センター等へ直接申し出ることも可能です。 【窓口：(社)全国信用組合中央協会 しんくみ苦情等相談所】 受付日 : 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時</p>

	電話 : 03-3567-2456 住所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 (全国信用組合会館内)
--	---